介護保険サービス利用単位と加算（自己負担:『介護保険負担割合証』に応じた金額）

令和6年6月1日現在

○ 訪問介護 ＜要介護1･2･3･4･5＞

| 区 分 | 提供時間 | 単 位 | 特定事業所加算（Ⅱ） | 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) | 地域区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体介護 | (身体0)20分未満 | 163単位 | 利用単位の10%が加算されます。 | 1ヶ月の利用合計単位15.8%が加算されます。 | 周南市は1単位=10.21円で計算します。 |
| | (身体1)20分以上30分未満 | 244単位 | | | |
| | (身体2)30分以上1時間未満 | 387単位 | | | |
| | (身体3)1時間30分未満 | 567単位 | | | |
| | ※30分増す毎に82単位プラスされます | | | | |
| 生活援助 | (生活2)20分以上45分未満 | 179単位 | | | |
| | (生活3)45分以上 | 220単位 | | | |

| 区 分 | 提供時間 | 単 位 | 特定事業所加算（Ⅱ） | 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) | 地域区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| (一例)身体介護生活援助複合型 | (身体1生活1)身体介護30分+生活援助20分～ | 309単位 | 利用単位の10%が加算されます。 | 1ヶ月の利用合計単位15.8%が加算されます。 | 周南市は1単位=10.21円で計算します。 |
| | (身体2生活1)身体介護60分+生活援助20分～ | 452単位 | | | |
| | ※詳細は個別に説明 | | | | |

＊基本料金に対して早朝（午前6時から午前8時）･夜間（午後6時から午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

＊交通費はいただきません。
ヘルパー訪問時の駐車料金･買い物等に発生した駐車料金は自己負担となります。

［その他の加算］

＊ 初回加算 200単位/月

＊ 緊急時訪問介護加算 100単位/回

＊ 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

［利用料等］

＊ 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険法の法定利用料に基づく金額です。なお金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

＊ 利用料（自己負担分）は、月末締めで翌月事業所指定の銀行口座自動引き落とし、又は、訪問にて直接集金します。

［キャンセル料］

やむを得ない事情により、訪問を中止する場合は前日までにご連絡ください。当日の場合、担当の訪問介護員へ連絡がつかず訪問をすることがあります。その場合はキャンセル料（500 円）が発生いたします。また、連絡なく利用中止となった場合や計画に沿った援助が実施できなかった場合もキャンセル料(500円)が発生いたします。